



栃木県公報

平成31(2019)年
4月26日(金)
第3084号

目次

告示

- 補助金等の名称等を定める告示の一部改正..... 433
- 同..... 435
- 栃木県営林産物売払規則第27条の規定に基づく延納利息の利率..... 438
- 指定代理納付者の指定..... 438
- 栃木県立岡本台病院の料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務の委託..... 439
- 母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務の委託..... 439
- 土地改良区定款変更の認可..... 440
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定..... 440
- 栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収事務の委託..... 440

公告

- 土地改良区役員の退就任..... 440
- 基本測量の終了..... 442
- 土地区画整理組合理事の就任..... 442

公安委員会

- 栃木県公安委員会公印規程の一部改正..... 443

調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 446

告示

栃木県告示第二百三十七号

補助金等の名称等を定める告示(昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号)の一部を次のように改正し、平成三十一年度分の補助金等から適用する。

平成三十一年四月二十六日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後							改正前						
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方	主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 は金 額	交付 の相 手方
略							略						
環境 森林 部	環境 森林 政策 課	商用 水素 ステーション	県内で商 用 水素 ステーション を設置	県内におけ る商用 水素 ステーション の整備	当該 の四分 の	県内 に商 用 水素	環境 森林 部	環境 森林 政策 課	栃木県 電気自 動車等 導入事	観光地 において、 電気自動 車又はプ	日光市、那 須塩原市、 那須町その 他電気自動	知事 が別 に定 める	旅館 業者 等

整備支 する者に
 援事業 対し、水
 費補助 素ステー
 金 ションの
 ションの
 整備に要
 する経費
 の一部を
 補助する
 ことで、
 水素社会
 の実現に
 向けた燃
 料電池自
 動車の普
 及を促進
 すること
 を目的と
 する。

(不特定多 一以
 数の者が利 内、シヨ
 用できるも ンを
 のに限 した、整備
 る。) する
 一億
 円を法人
 限度及び
 とす個人
 者事業
 テー

業費補
 助金 ラグイン
 ハイブ
 リッド自
 動車(以
 下この項
 において
 「電気自
 動車等」
 といい
 う。)の
 導入を支
 援し、電
 気自動車
 等を利用
 した観光
 を推進す
 ることに
 より、電
 気自動車
 等の普及
 の促進を
 図る。

栃木県 森林にお
 木質バ ける立木
 イオマ 竹の伐採
 ス熱利 又は間伐
 用加速 により発
 化事業 生する未
 費補助 利用の木
 金 質バイオ
 マス(バ
 イオマス
 (動植物
 に由来す
 る有機物
 である資
 源(原
 油、石油
 地域協議会
 (森林所有
 者、林業事
 業体、木質
 バイオマス
 需要者等の
 組織する団
 体で、木質
 バイオマス
 のエネルギー
 ギー源とし
 ての利用を
 促進するた
 めの地域つ
 くりに取り
 組むものを
 当該
 事業
 に要
 する
 経費
 の二
 分の
 一以
 内。
 ただ
 し、
 十
 万
 円を
 限度
 とす
 る。

額
 車等を利用
 した観光の
 推進が特に
 必要と認め
 られる地域
 において旅
 館業を営む
 者その他知
 事が適当と
 認めるもの
 (以下この
 項において
 「旅館業者
 等」とい
 う。)が栃
 木県電気自
 動車等導入
 事業実施要
 綱(平成二
 十七年三月
 三十一日付
 け環森政第
 三百二十九
 号環境森林
 部長通知)
 に基づき行
 う電気自動
 車等導入事
 業に要する
 経費

略	略	略					略	略	略	ガス、可 燃性天然 ガス及び 石炭を除 く。）を いう。） のうち木 竹に由来 するもの をいう。 以下この 項におい て 同 じ。）の エネル ギー源と しての利 用を促進 するため の地域に おける取 組を支援 すること により、 再生可能 エネル ギーの利 用の推進 を図る。	いう。ただ し、法人格 を有しない 団体にあつ ては、代表 者の定めが あり、か つ、組織及 び運営につ いての規約 の定めがあ るものに限 る。）その 他知事が適 当と認める もの（以下 この項にお いて「地域 協議会等」 という。） が栃木県木 質バイオマ ス熱利用加 速化事業実 施要綱（平 成二十七年 六月二十六 日付け環境 森 政第二百十 五号環境森 林部長通 知）に基づ き行う栃木 県木質バイ オマス熱利 用加速化事 業に要する 経費	
---	---	---	--	--	--	--	---	---	---	---	--	--

（環境森林政策課）

補助金等の名称等を定める告示（昭和四十七年栃木県告示第三百五十四号）の一部を次のように改正し、平成三十一年度分の補助金等から適用する。

平成三十一年四月二十六日

栃木県知事 福田 富一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前				
主管 部	主管 課	補助金 等の名 称	交付の目 的	交付の対象 である事務 又は事業の 内容	交付 率又 の相 手方	交付 率又 の相 手方	交付	
略				略				
環境 部 森林	地球 温暖 化対 策課	略	略	低炭素 社会つ くり促 進事業 費補助 金	温室効果 ガス排出 量削減に 資する設 備への更 新等に対 し補助金 を交付 し、県内 の温室効 果ガス排 出量の削 減を図 る。	低炭素社会 づくり促進 事業実施要 領（平成二 十七年四月 一日付け地 温第二号環 境森林部長 通知。）に 基づき行う 次に掲げる 事業	知事 が別 に定 める 額	中小 企業 等
				栃木県 住宅用 太陽光 発電シ ステム 設置支 援事業 費補助 金	栃木県 家庭にお ける太陽 光発電シ ステムの 設置を支 援し、永 続的なエ ネルギー 源の利用 の促進を 図る。	栃木県住宅 用太陽光発 電システム 設置支援事 業実施要綱 （平成二十 一年十一月 十三日付け 地温第百九 十四号環境 森林部長通 知。以下こ の項におい て「要綱」 という。） に定める要 件を満たす 太陽光発電 システムを 設置する場 合における 当該設置に 要する経費	知事 が別 に定 める 額	県内 に居 住し てい るこ とそ 他の 要 綱に 定め る要 件を 満た す者

ふるさと“とちぎ”応援寄附金

3 指定期間

平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

II

1 指定代理納付者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都千代田区紀尾井町1番3号

(2) 名称

ヤフー株式会社

2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類

自動車税

不動産取得税

個人事業税

3 指定期間

平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

(税務課)

栃木県告示第241号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、平成31（2019）年4月1日付けで次のとおり栃木県立岡本台病院の料金に係る未収金及び手数料に係る未収金の徴収事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第26条の4第1項の規定により告示する。

平成31（2019）年4月26日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

栃木県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年栃木県条例第51号）第4条に規定する料金に係る未収金及び栃木県手数料条例（昭和31年栃木県条例第1号）別表第1の125の項に規定する手数料に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市大宮区大門町1丁目1番ミナトビル5階

(2) 名称

弁護士法人ライズ総合法律事務所

3 委託期間

平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

(保健福祉課)

栃木県告示第242号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により平成31（2019）年4月1日付けで次のとおり母子福祉資金及び父子福祉資金並びに寡婦福祉資金の貸付金に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成31（2019）年4月26日

栃木県知事 福田 富一

1 委託事務の内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条（同法第31条第6項及び第32条において準用する場合を含む。）の規定による貸付金に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成31 (2019) 年 4 月 1 日から平成32 (2010) 年 3 月 31 日まで

(こども政策課)

栃木県告示第243号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第30条第 2 項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第 3 項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
国 分 寺 土 地 改 良 区	平成31 (2019) 年 4 月 1 日
大 田 原 市 土 地 改 良 区	平成31 (2019) 年 4 月 15 日
親 園 土 地 改 良 区	平成31 (2019) 年 4 月 16 日

(農地整備課)

栃木県告示第244号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法 (平成 7 年法律第39号) 第 3 条第 1 項の規定により電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第 4 項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

道路の種類	路 線 名	区 間
県 道	雀 宮 停 車 場 線	宇都宮市雀の宮 1 丁目511から 宇都宮市雀の宮 1 丁目305- 4 までの上り線
		宇都宮市雀の宮 1 丁目350-10から 宇都宮市雀の宮 3 丁目306-14までの下り線

(道路保全課)

栃木県告示第245号

地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第158条第 1 項の規定により平成31 (2019) 年 4 月 1 日付けで次のとおり栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

栃木県知事 福 田 富 一

1 委託事務の内容

栃木県高等学校等修学資金貸与条例 (平成14年栃木県条例第 3 号) の規定に基づき貸与した栃木県高等学校等修学資金に係る未収金の徴収事務

2 委託を受けた者の主たる事務所の所在地及び名称

(1) 主たる事務所の所在地

東京都港区芝浦三丁目16番20号

(2) 名称

ニッテレ債権回収株式会社

3 委託期間

平成31（2019）年4月1日から平成32（2020）年3月31日まで

（教育委員会事務局総務課）

公 告

○土地改良区役員の退就任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任及び就任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

平成31（2019）年4月26日

栃木県知事 福 田 富 一

土 地 改 良 区 名	役職名	退 任 役 員 氏 名	就 任 役 員 氏 名	住 所	退 任 年 月 日	就 任 年 月 日
市 貝 町 土 地 改 良 区	理 事	森嶋總一郎		茂木町大字千本1257- 2	平 成 31 (2019) . 3 . 31	
	〃		岩村 勇	市貝町大字椎谷474- 3		平 成 31 (2019) . 3 . 15
	〃		横山 正明	〃 〃 421		〃
塩 谷 南 部 土 地 改 良 区	理 事	八木澤久治		塩谷郡塩谷町大字大宮1998	平 成 31 (2019) . 3 . 31	
	〃	手塚 修		〃 〃 〃 1361	〃	
	〃	江田 榮		〃 〃 大字肘内583- 2	〃	
	〃	大谷 榮一		矢板市大槻1805- 1	〃	
	〃	長嶋 良典		さくら市押上909	〃	
	〃	神長 昇	神長 昇	塩谷郡塩谷町大字大宮1037- 2	〃	平 成 31 (2019) . 4 . 1
	〃	吉成 壽家	吉成 壽家	〃 〃 〃 432	〃	〃
	〃	神長 伸介	神長 伸介	〃 〃 〃 264	〃	〃
	〃	古沢 和夫	古沢 和夫	〃 〃 大字大久保481	〃	〃
	〃	和氣 郁夫	和氣 郁夫	〃 〃 〃 904	〃	〃
	〃	齋藤 誠一	齋藤 誠一	〃 〃 〃 898- 1	〃	〃
	〃	菅野 廣夫	菅野 廣夫	〃 〃 〃 1708	〃	〃
	〃	杉山 健雄	杉山 健雄	〃 〃 大字肘内663	〃	〃
	〃	杉山 壽教	杉山 壽教	〃 〃 〃 598	〃	〃
	〃		斎藤 末夫	〃 〃 大字大宮1922- 2	〃	〃
〃		神長 俊夫	〃 〃 〃 1216	〃	〃	
〃		杉山 健	〃 〃 大字肘内769- 1	〃	〃	
〃		富川 寛	矢板市大槻1009			

理事		長嶋 正明	さくら市押上798-3		平成 31 (2019). 4.1
監事	齋藤 芳充	齋藤 芳充	塩谷郡塩谷町大字大宮1986	平成 31 (2019). 3.31	平成 31 (2019). 4.1
〃	古澤 孝幸	古澤 孝幸	〃 〃 大字大久保823-2	〃	〃
〃	有坂 誠	有坂 誠	〃 〃 大字肘内861	〃	〃

(農地整備課)

○基本測量の終了

平成30 (2018) 年 3 月 30 日 付けの栃木県公報で公示した「基本測量の実施」について、測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第 2 項の規定により、国土交通省国土地理院長から、その基本測量が終わった旨通知があったので、同条第 3 項の規定により次のとおり公示する。

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

栃木県知事 福田 富 一

- 1 作業種類
基本測量 (電子国土基本図 (地図情報) 修正、国土広域情報修正)
- 2 作業地域
栃木県内全域
- 3 作業期間
平成30 (2018) 年 4 月 1 日から平成31 (2019) 年 3 月 31 日まで

(監理課)

○土地区画整理組合理事の就任

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第29条第 1 項の規定により、次のとおり土地区画整理組合の理事について就任した旨の届出があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

栃木県知事 福田 富 一

土地区画整理組合名	氏 名	住 所	届出年月日
六美町北部 土地区画整理組合	石島 松夫	下都賀郡壬生町大字安塚3380番地	平成31 (2019) 年 4月15日
	柏崎 鋭	下都賀郡壬生町大字壬生丁202番地22	
	篠崎 哲生	下都賀郡壬生町大字壬生丁4番地3	
	神永 光三	下都賀郡壬生町大字壬生丁232番地7	
	木村 正義	下都賀郡壬生町大字壬生丁10番地7	
	間藤 立子	下都賀郡壬生町大字安塚3367番地2	
	高山 文男	下都賀郡壬生町大字壬生丁266番地12	
	佐藤 久仁子	下都賀郡壬生町大字壬生丁3番地14	
	大島 文夫	下都賀郡壬生町大字壬生丁247番地	
	渡邊 一美	下都賀郡壬生町大字壬生丁204番地	
大垣 幸一	下都賀郡壬生町大字壬生丁261番地		

(都市計画課)

督命令書、指
 定取消通知書
 (教習所の指
 定取消)、卒
 業証明書・修
 了証明書発行
 禁止・発行禁
 止延長処分通
 知書、再試験
 通知書

 _____、試験移
 送通知書、適
 性検査結果通
 知書、回答書
 (医師からの
 運転免許の確
 認要求の回
 答)、臨時認
 知機能検査通
 知書、臨時高
 齢者講習通知
 書、臨時適性
 検査診断依頼
 書、臨時適性
 検査通知書、
 処分移送通知
 書、意見の聴
 取通知書、聴
 聞通知書

 _____、運
 転免許取消処
 分書、申請に
 よる運転免許
 取消通知書、
 措置命令書、
 運転禁止処分
 票、自動車等
 の運転禁止処
 分書、指定自
 動車教習所職
 員講習通知
 書、大型車講
 習終了証明
 書、中型車講
 習終了証明

督命令書、指
 定取消通知書
 (教習所の指
 定取消)、卒
 業証明書・修
 了証明書発行
 禁止・発行禁
 止延長処分通
 知書、再試験
 通知書、運転
 免許取消処分
 書(再試験
 試験)、試験移
 送通知書
 _____、回答書
 (医師からの
 運転免許の確
 認要求の回
 答)、臨時認
 知機能検査通
 知書、臨時高
 齢者講習通知
 書、臨時適性
 検査診断依頼
 書、臨時適性
 検査通知書、
 処分移送通知
 書、意見の聴
 取通知書、聴
 聞通知書、運
 転免許の効力
 停止処分解除
 通知書、弁明
 通知書(運転
 免許停止処分
 の弁明)、運
 転免許取消処
 分書、申請に
 よる運転免許
 取消通知書、
 措置命令書
 _____、自動車等
 の運転禁止処
 分書
 _____、大型車講
 習終了証明
 書、中型車講
 習終了証明

印 号 四 十

県委印
木安会
栃公員

て
ん
書

方
二
四

書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、取消処分者講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、講習修了証(技能検定員、教習指導員及び副管理者法定講習)、高齢者講習終了証明書、初心運転者講習通知書、初心運転者講習移送通知書、違反者講習通知書、違反者講習移送通知書、運転適性指導員審査合格証書、取消処分者講習に係る実務実習通知書、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書、運転免許取得者教育認定書、運転免許取得者教育認定取消

印 号 四 十

県委印
木安会
栃公員

て
ん
書

方
二
四

書、準中型車講習終了証明書、普通車講習終了証明書、大型二輪車講習終了証明書、普通二輪車講習終了証明書、応急救護処置講習(一)終了証明書、応急救護処置講習(二)終了証明書、原付講習終了証明書、取消処分者講習終了証明書、大型旅客車講習終了証明書、中型旅客車講習終了証明書、普通旅客車講習終了証明書、講習修了証(技能検定員、教習指導員及び副管理者法定講習)、高齢者講習終了証明書、初心運転者講習通知書、初心運転者講習移送通知書、違反者講習通知書、違反者講習移送通知書、運転適性指導員審査合格証書、取消処分者講習に係る実務実習通知書、取消処分者講習に係る実務実習結果通知書、運転免許取得者教育認定書、運転免許取得者教育認定取消

通知書、指定書（指定講習機関の指定）、指定取消通知書（指定講習機関の指定取消）、技能検定員審査合格証明書、技能検定員資格者証、技能検定員資格者証返納命令書、教習指導員審査合格証明書、教習指導員資格者証、教習指導員資格者証返納命令書、チャレンジ講習受講結果確認書、特定任意講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書、認知機能検査員講習終了証、認知機能検査員審査合格証及び認知機能検査結果通知書の証印用

通知書、指定書（教習課程の指定）、指定取消通知書（教習課程の指定取消）、技能検定員審査合格証明書、技能検定員資格者証、技能検定員資格者証返納命令書、教習指導員審査合格証明書、教習指導員資格者証、教習指導員資格者証返納命令書、チャレンジ講習受講結果確認書、特定任意講習終了証明書、特定任意高齢者講習終了証明書、認知機能検査員講習終了証、認知機能検査員審査合格証及び認知機能検査結果通知書の証印用

附 則

りの規程は、公布の日から施行する。

調 達 等 公 告

○入札公告（特定調達公告）

次のとおり一般競争入札に付する。

平成31 (2019) 年 4 月 26 日

栃木県産業技術センター所長 平 出 孝 夫

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量 三次元座標測定機 一式
- (2) 購入物品の特質等 入札説明書による。
- (3) 納入期限 平成32 (2020) 年 3 月 10 日
- (4) 納入場所 栃木県産業技術センター県南技術支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、「機械器具、車両類」又は「精密機械類」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成31（2019）年6月14日から同月27日までの間において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22（2010）年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒321-3226 栃木県宇都宮市ゆいの杜1丁目5番20号 栃木県産業技術センター管理部 電話028-670-3395
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所
平成31（2019）年4月26日から同年6月7日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
 - ア 入札書の受領期限及び提出場所 平成31（2019）年6月14日午後5時（1）の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
 - イ 開札の日時及び場所
平成31（2019）年6月27日午前10時 栃木県産業技術センター相談室
- (4) 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
 - ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 平成31（2019）年4月26日から同年6月7日までの日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。（ただし、郵送の場合は、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。）
 - イ 確認結果の通知 平成31（2019）年6月10日までに発送する。

4 その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、封印した入札書に栃木県産業技術センターで交付する仕様書に基づき、1の(1)の件名の納入物品仕様書を添付して、入札書の受領期限までに提出しなければならない。
- (4) 審査
 - ア 技術審査 栃木県産業技術センター所長が、入札者の作成した1の(1)の件名の納入物品仕様書をイの技術審査基準により審査し、採用し得ると判断した納入物品仕様書を提出した入札者の入札書のみを落札決定の対象とする。
 - イ 技術審査基準 1の(1)の件名の納入物品仕様書が、栃木県産業技術センターで交付する仕様書に示す事項を満たしており、使用目的等に適合すると認められるものであること。
- (5) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (6) 落札者の決定方法 (4)の審査により落札決定の対象となった入札書を提出した入札者であって、栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (7) 契約書の作成の要否 要
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Coordinate measuring machine 1set
- (2) Time and Date of bidding:
5:00 p.m., June 14, 2019
- (3) Information is available at:
Department of Management
Industrial Technology Center of Tochigi Prefecture
1-5-20 Yuinomori, Utsunomiya, Tochigi 321-3226
TEL 028-670-3395

(工業振興課)